

会員の皆様へ

消費税法改正に伴うお知らせ

日頃よりYOUTH町田をご利用頂き、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、2019年10月1日より、改正消費税法が施行されることにより、消費税率が8%から10%に改正されることとなりました。

これに伴い2019年10月分会費等より
(ゆうちょ銀行10/1・他銀行10/7引落とし分より)、
消費税率を10%にて、口座引落とし、又はご請求をさせて
頂きます。何とぞご理解いただきますよう、
よろしくお願い申し上げます。



スポーツ アット ホーム

YOUTH 町田

株式会社三澤開発